

愛甲郡ソフトボール協会所属チームの皆さまへ

愛甲郡ソフトボール協会

ソフトボールチーム保険のご案内



(スポーツチーム総合保険特約セット
団体総合生活補償保険)



※ この保険は、愛甲郡ソフトボール協会を保険契約者とし、協会所属チームのメンバーを被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

※ 全メンバーのご加入をお願いします。

下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明	お支払いする保険金および費用保険金のご説明
 GN22D010183	 GN19D010070

愛甲郡ソフトボール協会 ソフトボールチーム保険

この保険は、愛甲郡ソフトボール協会に所属するすべてのチームのチームメンバーが、それぞれ所属するチームの管理下において安心して活動が行えるようにするための保険です。地域スポーツの健全な発展を図るため、主旨にご賛同のうえ、全員ご加入ください。

【1】加入資格者

加入資格者は、愛甲郡ソフトボール協会に登録されたチームに所属するチームメンバー(プレイヤー、監督、コーチ、マネージャーなどの方々をいいます。)で保険料を納めた方とします。チームメンバー全員のご加入を前提にご契約いただきますが、やむを得ぬご事情からメンバーの一部の方のみが加入される場合でも、最低9名の方のご加入が必要となります。9名に満たないチームはご加入できませんので、ご了承ください。

ソフトボールとは、9人ずつ2チームに分かれ、互いに大型の軟らかいボールをバットで打ち1・2・3・本塁を回り得点を競う競技です。

*加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【2】保険期間(ご契約期間)

2024年4月1日午後4時から1年間

【3】保険料(団体割引適用済)

1名につき 1,200円(一時払)

*保険料は、団体割引5%(被保険者(補償の対象となる方)総数20名以上500名未満)を適用しております。

【4】加入申込票の提出先および保険料の払込み

チームの責任者が、そのチームに所属するチームメンバーの保険料をとりまとめ、チーム登録名簿・協会登録料と共に事務局あてに払込みください。

*添付の「チーム登録名簿(兼加入申込票)」をご使用ください。(2024年3月5日まで)

【5】保険金をお支払いする主な場合

ご自身の傷害(ケガ)(傷害補償条項)

◎たとえば、試合中にチームメンバーが相手チームのプレイヤーの打ったボールを追いかけて転倒し思わぬ大ケガをした。

■日本国内において、チーム管理下中のソフトボールの練習や試合中およびそのための通常の経路の往復中や合宿中、遠征中に急激かつ偶然な外来の事故によりチームメンバーがケガをした場合に、次の保険金をお支払いします。

補償項目	保険金額	お支払いする保険金
傷害死亡保険金額	380万円	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額)をお支払いします。
傷害後遺障害保険金額	程度に応じて 15.2万円～380万円	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日、 支払限度日数180日、 免責期間0日)	1日につき 3,000円	事故によるケガの治療のため、入院 ^{※1} した場合に、入院日数に対して1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
傷害手術保険金	入院中に受けた手術： 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術： 傷害入院保険金日額の5倍	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合にお支払いします。 (注)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日、 支払限度日数90日、 免責期間0日)	1日につき 1,500円	事故によるケガの治療のため、通院 ^{※2} した場合に、通院日数に対して、1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日間を限度とします。 ※2 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診察料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 (注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。

(注) 被保険者1名の傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額はすべての被保険者について同一とし、保険証券記載の金額となります。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、パンフレット表紙に記載の二次元コードを読み込んで「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

法律上の損害賠償責任（賠償責任補償条項）

◎たとえば、チーム練習中、メンバーの打ったボールが隣家に飛び込み家の人にケガをさせたり、窓ガラスを割ってしまった。

■日本国内において、チーム管理下中のソフトボールの練習や試合中およびそのための通常の経路の往復中や合宿中、遠征中の偶然な事故により、他人（注）にケガをさせたり、他人（注）の物を壊したことによりチームメンバーが法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の保険金をお支払いします。

（注）チームメンバーは他人に該当しません。また、相手チームのメンバー（隣のグラウンドで競技中の選手等も含む）、審判員、観客の方などに対しては法律上の損害賠償責任が発生しないと考えられるのが一般的です。

補償項目	支払限度額	お支払いする保険金						
賠償損害 保険金	3,000万円 (免責金額0円)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額 (*) (0円)
		<p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。</p>						

* 被害者側に過失がある場合には、過失相殺などにより、保険金が支払われなかったり、削減されることがあります。

なお、法律上の損害賠償責任が発生しない場合、同一スポーツチーム内の他の被保険者以外の対人事故については「見舞費用」の支払対象となります。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、パンフレット表紙に記載の二次元コードを読み込んで「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

見舞費用（見舞費用補償条項）

◎たとえば、チームメンバーが相手チームのメンバーにケガをさせてしまった。この場合、法律上の損害賠償責任は負いませんが、謝罪するだけでは問題が解決しない場合もあります。

■日本国内において、チーム管理下でのソフトボールの競技中にチームメンバーがチームメンバー以外の他人（相手チームのメンバー、審判員、観客の方など）にケガをさせた場合に、損害賠償金を負担することなく、慣習として支払う見舞金による損害に対し、次の保険金をお支払いします。（引受保険会社の同意が必要となります。）

補償項目		お支払いする保険金（1回の事故につき被害者1名についての支払限度額）							
見舞費用 保険金	死亡の場合	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、50万円							
	後遺障害の場合	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合、50万円に約款所定の保険金支払割合（4%～100%）を乗じた額							
	入院の場合	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。							
		7日以内	1.5万円	8～14日	5万円	15～30日	10万円	31日以上	20万円
通院の場合	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。								
	7日以内	0.5万円	8～14日	1.5万円	15～30日	3万円	31日以上	6万円	

※この保険の対象となるのは、ソフトボールの競技中等（練習または試合にともなうスポーツチームの管理下における準備体操、ランニングおよび競技場または練習場、もしくはこれらの付属施設における準備、後片付け、更衣、休憩等を含みます）の事故ですが、練習として他のスポーツを取り入れた場合、他のスポーツを行っている間の事故は対象となりませんのでご注意ください（ソフトボールの練習の一環としてサッカーを取り入れた場合、サッカー中の事故は対象となりません。）。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、パンフレット表紙に記載の二次元コードを読み込んで「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

＜ご注意ください＞

◎臨時費用保険金（臨時費用補償条項）はセットしておりません。

【6】保険金をお支払いできない主な場合

補償項目	保険金をお支払いできない主な場合
法律上の損害賠償責任	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害</p> <p>①保険契約者・被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争・外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害</p> <p>①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の使用人（被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2</p> <p>⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ご自身の傷害（ケガ）	<p>(1)次のいずれかによるケガ</p> <p>①保険契約者・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>④被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑥被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2)次のいずれかの場合</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>など</p> <p>※1テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
見舞費用	<p>(1)次のいずれかの事由によって発生した損害</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>(2)同一スポーツチーム内の他の被保険者に支払った見舞金</p> <p>など</p> <p>※テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保

あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

※受付時間【24時間365日】

※IP電話からは0276-90-8852(有料)

におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

＜事故が起こった場合の手続き＞

- ・事故が起こった場合、遅滞なく（ケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

＜保険金の支払請求時に必要となる書類等＞

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・チームの責任者が発行する、チームの管理下中における事故であることを証明する書類
- ・医師の診断書(不要とする場合もあります。)
- ・示談書(賠償事故の場合)
- ・費用の支払いを証明する受領書・領収書等(見舞費用の場合)
- ・その他引受保険会社が必要とする書類(事故の内容によりその都度ご連絡いたします。) など

ご注意いただきたい事項

告知義務 (ご加入時にお申し出 いただく事項)	申込人または被保険者となる方は、このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無について、ご契約時に事実を正確に申し出てください。告知義務(告知義務)があります。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。
ご加入後にご連絡 いただきたい事項	加入申込後、ご住所の変更等契約内容に変更が生じた場合または保険契約を解約される場合は、遅滞なく事務局または取扱代理店までご連絡ください。 *ご契約の際お知らせいただいたチームメンバー以外の方は補償の対象となりませんので、チームメンバーの方の中途加入や中途脱退が発生した場合は直ちにご連絡ください。

重複契約に関する注意事項

被保険者またはその家族が加入されている補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

●クーリングオフについて

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)の対象外です。ご契約内容をお確かめのうえ、ご加入ください。

●満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●脱退時の返れい金の有無

ご契約を脱退される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。なお、脱退に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いします。

詳細は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(愛甲郡ソフトボール協会)に交付されます。

【取扱代理店】

コンパス保険代理店(株式会社コンパス保険)

〒107-0062 東京都港区南青山5-4-35 たつむら青山ビル12F

TEL 03-5468-0321 FAX 03-5468-0323

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609